

令和 8 年度

マンホールポンプ点検清掃業務委託

所在地 菟崎市栄一丁目マンホールポンプ場 外60箇所

菟崎市下水道事業

# 共通仕様書

## 1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、韮崎市下水道事業（以下「委託者」という。）が管理する下水道管路施設（マンホール及びますを含む）の清掃及び点検に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に掲載された事項は、この仕様書に優先する。
- (3) 仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者との協議により決定する。

## 2. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、委託者の発議により監督員が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

## 3. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、清掃及び点検を施工するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

- |                   |                |          |
|-------------------|----------------|----------|
| ①労働基準法            | (昭和22年法律第49号)  | 及び同法関連法規 |
| ②労働者災害補償保険法       | (昭和22年法律第50号)  | 〃        |
| ③消防法              | (昭和23年法律第186号) | 〃        |
| ④緊急失業対策法          | (昭和24年法律第89号)  | 〃        |
| ⑤建設業法             | (昭和24年法律第100号) | 〃        |
| ⑥建築基準法            | (昭和25年法律第201号) | 〃        |
| ⑦港湾法              | (昭和25年法律第218号) | 〃        |
| ⑧毒物及び劇物取締法        | (昭和25年法律第303号) | 〃        |
| ⑨道路法              | (昭和27年法律第180号) | 〃        |
| ⑩下水道法             | (昭和33年法律第79号)  | 〃        |
| ⑪中小企業退職金共済法       | (昭和34年法律第160号) | 〃        |
| ⑫道路交通法            | (昭和35年法律第105号) | 〃        |
| ⑬河川法              | (昭和39年法律第167号) | 〃        |
| ⑭電気事業法            | (昭和39年法律第170号) | 〃        |
| ⑮公害対策基本法          | (昭和42年法律第132号) | 〃        |
| ⑯騒音規制法            | (昭和43年法律第98号)  | 〃        |
| ⑰廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和45年法律第137号) | 〃        |

- ⑱水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) //
- ⑲酸素欠乏症等防止規則 (昭和47年労働省令第42号) //
- ⑳労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) //
- ㉑振動規制法 (昭和51年法律第64号) //

(2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

#### 4. 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後すみやかに委託者へ次の書類を提出し、承諾を受けたうえ業務に着手すること。

- ①業務委託着手届
- ②現場代理人及び主任技術者届
- ③工程表
- ④職務分担表
- ⑤緊急連絡届
- ⑥清掃工計画書
- ⑦点検業務計画書

(2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受託者は、着手日から完了日までの期間中「作業報告書」を点検業務終了後、監督員に提出すること。ただし、監督員の指示がある場合は、この限りでない。

(4) 受託者は、清掃工が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

- ①業務委託完了届
- ②作業報告書
- ③業務完了図書一式
- ④契約代金請求書
- ⑤目的物引渡届
- ⑥実施工程表
- ⑦業務日誌

(5) 前記(4)①～⑦のほか、監督員が提出を求めた書類等は、指示する期限までに提出すること。

#### 5. 官公署への手続き

受託者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

## 6. 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後すみやかに現場代理人ならびに清掃作業の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に現場代理人を常駐させて所定の業務に従事させること。
- (2) 作業中、異常箇所等が見つかった場合は、すみやかに、監督員に報告し、指示を受けること。
- (3) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受託者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。また、安全帯を確保し、保護帽の着用の徹底、転落及び視界不良時の対応等現場管理の徹底を図ること。
- (5) 作業に関して発生する汚水等は、道路及び用水路等に一切流さないようにし、必ずマンホール内又は汚水処理場へ排出すること。なお、その際に汚水以外が流入しないように措置を講ずること。

## 7. 下請負人の届出

- (1) 受託者は、作業の一部を下請負させる場合で、委託者がある下請負人の届出の提出を求めたときは、着手に先立ち「下請負届」により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届け出ること。また、作業期間中に下請負人を変更する場合も同様とすること。
- (2) 作業の履行にあたり、著しく不相当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがあり、この場合、受託者はただちに必要な措置を講ずること。

## 8. 近隣住民等との協調

- (1) 受託者は、清掃作業を実施するにあたり、事前に近隣住民に作業内容等を周知（説明）のうえ理解と協力を得ること。
- (2) 受託者は、近隣住民等からの要望等があったときは、遅滞なく監督員に申し出て、その指示のうえ誠意を持って対応し、対応結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、近隣住民等から報酬又は手数料等を受けてはならない。また、下請負人及び使用人等についても同様とし、十分に監督指導のうえ受託者がその全責任を負うこと。

## 9. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告しその指示を受けるとともに、すみやかに原形に復旧すること。

- (2) 受託者は、業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害（物損を含む）を与えたときは、受託者の責任においてその復旧及び賠償の全責任を負うこと。

#### 10. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこととし、予定の作業工程と実績とに差が出た場合は監督員に報告のうえ適切な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、業務完了後「出来高報告書」を提出し、作業の進捗状況を監督員に報告すること。
- (3) 業務履行の都合上、祝日又は休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を受けること。

#### 11. 作業記録写真

受託者は、次の各項にしたがって作業記録写真を撮影し、作業が完了したときは、業務ごとに工程順に編集のうえ調査記録写真帳に整理し、「完了届」に添付して監督員に提出すること。

- (1) 作業前、作業中、作業後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力又は機械別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせ等により判別出来る様に撮影すること。

#### 12. 業務委託期間

業務委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

# 特記仕様書

1. この仕様書は、韮崎市下水道事業（以下「委託者」という。）が管理する別紙一覧表に記載するマンホールポンプの保守管理に関する作業に適用する。

2. 保守管理について次の作業を行うものとする。

## （1）日常点検

マンホールポンプに関する機械設備・電気設備及び付帯設備について点検し、その機能が適正に保たれるよう調整及び補修を年3回実施するものとし、実施時期については、監督員との協議により定めるものとする。

### ① 点検内容

- ・ポンプ運転状態の確認（運転電流・運転時間の確認及び記録とエア抜き状態の確認）
- ・ポンプ設備の目視による確認
- ・水位計の動作確認
- ・保護装置の動作確認
- ・絶縁抵抗値の測定
- ・ポンプ槽内の汚れ・付着の確認

## （2）清掃作業

マンホール内の堆積物及び内壁や機器に付着した汚物を取り除くために、高圧洗浄を年1回実施するものとし、実施時期については、受託者の技術的判断を基に決定し、書面にて監督員の承諾を受けること。

## （3）定期点検

### ① 点検内容（ポンプの引上げ点検及び清掃作業 年1回）

- ・マンホール内の高圧洗浄
- ・ポンプの着脱がスムーズに出来るかを確認
- ・ポンプの閉塞状態や羽根車の消耗・破損・異物の確認
- ・水位計の点検・清掃・オイルチェック（必要に応じてオイル交換）

※但し、オイル交換時、オイルプラグの締め付けはインパクトレンチを使用せず、必ず手締めで行うこと。

## （4）緊急時の作業

マンホールポンプに異常が発生し、自動通報等による連絡があったときは、受託者が早急（事故当日）に適切な処置を行うものとする。また、災

害発生時・停電や事故等の間接的な原因によりマンホールポンプが正常に作動しないときも同様に対応するものとする。

3. 保守管理業務は、原則として上記作業内容により行うものとするが、マンホールポンプが正常に機能することを目的とするので、協議により作業内容を見直すことができるものとする。
4. 保守管理業務中に機器の取替等の修繕的対応が必要なときは、直ちに監督員に報告し、協議のうえ適切な処置を行うものとする。なお、費用については、本契約金額に含まない。
5. 東京電力によって停電が行なわれた場合は、マンホールポンプの電源確保のために必要な発電機等を確保し、適切な措置を講ずるものとする。なお、費用については、本契約金額に含まない。
6. 受託者は、全ての作業について、業務従事者に自社の身分証明書を常に第三者に判る様に保持するよう指導すること。また、事前に近隣住民に作業内容等を周知（説明）のうえ、理解と協力を得ること。
7. 作業の際、「道路工事交通保安施設設置基準（山梨県）」の遵守及び警察等との協議により、一般通行者及び車輛、作業員等の安全対策を図ること。  
（緊急時を除く作業時間については、AM9:00～PM5:00 までを標準とし、冬季や視界不良時等はその都度考慮すること。）
8. 担当課 韮崎市 上下水道課 下水道担当  
（韮崎市水神一丁目3番1号 直通番号：0551-45-9130）



第 1 号

単位 1箇所 当たり

## 単 価 表

マンホールポンプ点検業務

内 訳

| 名 称   | 規 格 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 単価表<br>番 号 | 摘 要 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|
| 主任技術員 |     |     | 人   |     |     |            |     |
| 技術員   |     |     | 人   |     |     |            |     |
| 技能員   |     |     | 人   |     |     |            |     |
|       |     |     |     |     |     |            |     |
|       |     |     |     |     |     |            |     |
|       |     |     |     |     |     |            |     |
|       |     |     |     |     |     |            |     |
|       |     |     |     |     |     |            |     |
|       |     |     |     |     |     |            |     |
| 計     |     |     |     |     |     |            |     |

第 2 号

単位 1箇所 当たり

## 単 価 表

マンホールポンプ清掃業務

内 訳

| 名 称      | 規 格            | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 単価表<br>番 号 | 摘 要    |
|----------|----------------|-----|-----|-----|-----|------------|--------|
| 高圧洗浄車運転工 |                |     | 日   |     |     |            | 単価表第4号 |
|          |                |     |     |     |     |            |        |
|          |                |     |     |     |     |            |        |
| 小計       | 1日当たり<br>作業箇所数 | 11  | 箇所  |     |     |            |        |
|          |                |     |     |     |     |            |        |
|          |                |     |     |     |     |            |        |
|          |                |     |     |     |     |            |        |
|          |                |     |     |     |     |            |        |
|          |                |     |     |     |     |            |        |
| 計        | 1箇所当たり         |     |     |     |     |            |        |

第 3 号

単位 1箇所 当たり

## 単 価 表

定期点検業務

内 訳

| 名 称      | 規 格      | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 単価表<br>番 号 | 摘 要    |
|----------|----------|-----|-----|-----|-----|------------|--------|
| 主任技術員    |          |     | 人   |     |     |            |        |
| 普通作業員    |          |     | 人   |     |     |            |        |
| 電工       |          |     | 人   |     |     |            |        |
| 設備機械工    |          |     | 人   |     |     |            |        |
| トラッククレーン | 4.9t吊オペ付 |     | 日   |     |     |            |        |
| 諸雑費      |          | 1   | 式   |     |     |            |        |
|          |          |     |     |     |     |            |        |
| 清掃業務     |          | 1   | 箇所  |     |     |            | 単価表第2号 |
|          |          |     |     |     |     |            |        |
|          |          |     |     |     |     |            |        |
| 計        |          |     |     |     |     |            |        |

第 4 号

単位 1日 当たり

## 単 価 表

高圧洗浄車運転工

| 名 称     | 規 格 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 単価表<br>番 号 | 摘 要 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|
| 高圧洗浄車損料 |     |     | 時間  |     |     |            |     |
| 特殊運転手   |     |     | 人   |     |     |            |     |
| 特殊作業員   |     |     | 人   |     |     |            |     |
| 普通作業員   |     |     | 人   |     |     |            |     |
| 燃料      | 軽油  | 50  | ℓ   |     |     |            |     |
| 油脂類     |     | 1   | 式   |     |     |            |     |
|         |     |     |     |     |     |            |     |
|         |     |     |     |     |     |            |     |
| 計       |     |     |     |     |     |            |     |

マンホールポンプ点検清掃業務箇所一覧表

| 番号 | マンホールポンプ名 | 住 所               | 位 置          | メーカー | 設置年月日    | 処理分区名  | 備考      |
|----|-----------|-------------------|--------------|------|----------|--------|---------|
| 1  | 栄一丁目 1号   | 栄一丁目11番付近         | 峡北南部衛生センター 南 | クボタ  | 平成8年2月   | 1-5    | LTE(R5) |
| 2  | 中島一丁目 1号  | 中島一丁目5番付近         | サントリー葦崎寮南    | 日立   | 平成10年    | 1-5    | LTE(R6) |
| 3  | 中島二丁目 1号  | 中島二丁目8番付近         | 葦崎教習所 南      | クボタ  | 平成8年2月   | 1 5    | LTE(R2) |
| 4  | 富士見三丁目 1号 | 富士見三丁目5番付近        | 第3ポンプ場 南     | クボタ  | 平成16年5月  | 1-3    | NTT     |
| 5  | 若宮一丁目 1号  | 若宮一丁目8番付近         | 旧シルバー人材センター西 | クボタ  | 平成8年3月   | 1-4    | LTE(R6) |
| 6  | 若宮二丁目 1号  | 若宮二丁目7番付近         | 藤原建設事務所 前    | 日立   | 平成8年2月   | 1-3    | LTE(R6) |
| 7  | 若宮三丁目 1号  | 若宮三丁目905-4番地付近    | 葦崎高校 北       | メエツブ | 平成25年3月  | 17-4-2 | LTE(R7) |
| 8  | 中央町 1号    | 中央町386-7番地付近      | 旭町公民館        | メエツブ | 平成31年3月  | 1-4    |         |
| 9  | 水神一丁目 1号  | 水神一丁目6番付近         | 三枝新聞店 入口     | 日立   | 平成10年    | 1-4    | NTT     |
| 10 | 水神二丁目 1号  | 水神二丁目6番付近         | 水神取水場 入口     | 日立   | 平成8年     | 1-4    | 未使用     |
| 11 | 一ツ谷 1号    | 一ツ谷1820番地付近       | 一ツ谷取水場 入口    | 日立   | 平成12年    | 1-4    | LTE(R7) |
| 12 | 一ツ谷 2号    | 一ツ谷2066-3番地付近     | 長浜ラーメン 南     | メエツブ | 平成26年3月  | 1-4    |         |
| 13 | 富士見ヶ丘 1号  | 富士見ヶ丘一丁目3番付近      | 第1配水池 西      | 日立   | 平成11年    | 1-4    | LTE(R6) |
| 14 | 富士見ヶ丘 2号  | 富士見ヶ丘二丁目4番付近      | 公民館 西        | 日立   | 平成11年    | 1-4    | LTE(R6) |
| 15 | 富士見ヶ丘 3号  | 富士見ヶ丘二丁目9番付近      | リバーエレテック 北   | 日立   | 平成11年    | 1-4    | LTE(R6) |
| 16 | 富士見ヶ丘 4号  | 藤井町南下条1002番地付近    | サンヒルコート 西    | 日立   | 平成11年    | 1-2-1  | LTE(R7) |
| 17 | 富士見ヶ丘 5号  | 富士見ヶ丘二丁目10番付近     | 上水道組合事務所 入口  | エバラ  | 平成14年    | 1-4    | LTE(R7) |
| 18 | 富士見ヶ丘 6号  | 富士見ヶ丘二丁目102番地付近   | 火薬庫 東        | クボタ  | 平成17年3月  | 1-4    | 未使用     |
| 19 | 岩下 1号     | 岩下1468番地付近        | 岩下アパート入口     | 新明和  | 平成15年8月  | 1-3    | NTT     |
| 20 | 岩下 2号     | 岩下1331番地付近        | 慈眼院 前        | 新明和  | 平成15年8月  | 1-3    | NTT     |
| 21 | 上ノ山 1号    | 上ノ山1530番地付近       | 長坂岩雄宅 南      | 新明和  | 平成18年3月  | 1-3    | NTT     |
| 22 | 上ノ山 2号    | 上ノ山3245番付近        | 山日印刷 南       | 新明和  | 平成23年3月  | 1-3    | NTT     |
| 23 | 相埜 1号     | 藤井町南下条155-1付近     | フジミモール 北     | 日立   | 平成11年    | 1-2-2  | LTE(R7) |
| 24 | 北下条 1号    | 藤井町北下条1896-1番地付近  | 江上商店 西       | 日立   | 平成9年     | 1-2-1  | LTE(R7) |
| 25 | 坂井 1号     | 藤井町北下条2340-17付近   | 大原団地 西       | 新明和  | 平成17年3月  | 1-4    | NTT     |
| 26 | 坂井 2号     | 藤井町北下条2476-1付近    | 中央公園 西       | 新明和  | 平成17年3月  | 1-4    | NTT     |
| 27 | 坂井 3号     | 藤井町北下条2585-1付近    | 中央公園北入口      | 新明和  | 平成17年3月  | 1-4    | NTT     |
| 28 | 坂井 4号     | 藤井町南下条890-3付近     | 中央公園南入口      | クボタ  | 平成17年3月  | 1-4    | LTE(R4) |
| 29 | 坂井 5号     | 藤井町坂井821-1番地付近    | 工藤正美宅 東      | クボタ  | 平成18年3月  | 1-4    | NTT     |
| 30 | 坂井 6号     | 藤井町坂井808番地付近      | 小川正次宅前       | クボタ  | 平成18年3月  | 1-4    | NTT     |
| 31 | 坂井 7号     | 藤井町坂井620番地付近      | 窪田康孝宅 東      | クボタ  | 平成18年3月  | 1-4    | LTE(R4) |
| 32 | 絵見堂 1号    | 藤井町駒井3148付近       | 公民館 北        | エバラ  | 平成14年    | 1-1    | LTE(R7) |
| 33 | 鳥居 1号     | 藤井町駒井2064番地付近     | 志村泰雄宅 東      | クボタ  | 平成15年3月  | 1-1    | NTT     |
| 34 | 鳥居 2号     | 藤井町駒井1912番地付近     | 北東小学校 グランド南  | クボタ  | 平成15年3月  | 1-1    | NTT     |
| 35 | 駒井上野 1号   | 藤井町駒井1118番地付近     | 窪田基文宅 南      | 新明和  | 平成15年8月  | 1-4    | NTT     |
| 36 | 駒井上野 2号   | 藤井町駒井702番地付近      | JR沿い上野正基宅 東  | 新明和  | 平成15年8月  | 1-4    | NTT     |
| 37 | 駒井上野 3号   | 藤井町駒井1156番地付近     | 小林修宅 北       | 新明和  | 平成15年8月  | 1-4    | NTT     |
| 38 | 駒井上野 4号   | 藤井町駒井1182番地付近     | 小林通宅 東       | クボタ  | 平成16年3月  | 1-4    | NTT     |
| 39 | 駒井上野 5号   | 藤井町駒井1011番地付近     | 須賀富夫宅 入口     | クボタ  | 平成16年3月  | 1-4    | NTT     |
| 40 | 駒井 1号     | 藤井町駒井3060番地付近     | 東村団地公園内 西    | クボタ  | 平成16年3月  | 1-1    | NTT     |
| 41 | 若尾 1号     | 大草町若尾17-2番地付近     | 樋口和範宅 東      | メエツブ | 平成19年3月  | 17-1   | NTT     |
| 42 | 若尾 2号     | 大草町若尾2052-16番地付近  | 斎藤高治宅 北      | メエツブ | 平成19年3月  | 17-1   | NTT     |
| 43 | 若尾 3号     | 大草町若尾631-1番地付近    | 根岸利文宅 南      | メエツブ | 平成19年3月  | 17-2-1 | LTE(R7) |
| 44 | 若尾新田 1号   | 龍岡町下條東割1556-1番地付近 | コーポ大木 南      | 新明和  | 平成19年3月  | 17-2-3 | NTT     |
| 45 | 若尾新田 2号   | 大草町若尾1433番地付近     | 千野晃宅 南       | 新明和  | 平成19年3月  | 17-2-3 | NTT     |
| 46 | 若尾新田 3号   | 龍岡町若尾新田671-1番地付近  | コーポ船山 I 南    | 新明和  | 平成19年3月  | 17-2-2 | NTT     |
| 47 | 若尾新田 4号   | 大草町若尾1392番地付近     | 横内梯子宅 北      | 新明和  | 平成19年3月  | 17-2-2 | NTT     |
| 48 | 坂の上 1号    | 龍岡町下條東割462番地付近    | 横内まさる宅 東     | 新明和  | 平成20年3月  | 17-4-2 | NTT     |
| 49 | 真葛 1号     | 龍岡町下條南割1351番付近    | 千野渉宅 西       | メエツブ | 平成21年12月 | 17-4-2 | NTT     |
| 50 | 真葛 2号     | 龍岡町下條南割596番付近     | 駒井宅 北        | メエツブ | 平成24年3月  | 17-4-2 | LTE(R5) |
| 51 | 町屋 1号     | 大草町下條中割486番付近     | 山内智宅 東       | メエツブ | 平成23年3月  | 17 3   | LTE(R5) |
| 52 | 石宮 1号     | 龍岡町下條南割995番付近     | 旧パーラーラッキー 北  | メエツブ | 平成23年3月  | 17-4-2 | LTE(R5) |
| 53 | 石宮 2号     | 龍岡町下條南割277番付近     | 青竹食堂 南       | 新明和  | 平成24年3月  | 17-4-2 | LTE(R5) |
| 54 | 西の割 1号    | 大草町下條西割285番地付近    | 清水武則宅 東      | メエツブ | 平成25年3月  | 17-4-2 | LTE(R2) |
| 55 | 西の割 2号    | 大草町下條西割337番地先     | 小林次雄宅 北      | メエツブ | 平成25年3月  | 17-4-2 | LTE(R5) |
| 56 | 羽根 1号     | 大草町上條東割1075番地付近   | 横内春子宅 南      | 新明和  | 平成20年3月  | 17-3   | NTT     |
| 57 | 羽根 2号     | 大草町上條東割907-2番地付近  | 甘利小学校 北      | メエツブ | 平成25年3月  | 17-4-2 | LTE(R7) |
| 58 | 羽根 3号     | 大草町上條東割489番地先     | タンガロイ 西      | メエツブ | 平成25年3月  | 17-4-2 | LTE(R7) |
| 59 | 竹の内 1号    | 旭町上條南割2734番地先     | 功刀正男宅 南      | メエツブ | 平成28年3月  | 17-4-2 | LTE(R7) |
| 60 | 宮下 1号     | 旭町上條北割3259番地先     | 大輪寺 東        | メエツブ | 令和2年3月   | 17-4-2 | LTE(R2) |
| 61 | 鑄物師屋 1号   | 旭町上條北割1221-1番地先   | 興水宅 東        | メエツブ | 令和2年3月   | 17-2-2 | LTE(R2) |